

農地法第3条許可関係の添付書類

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

1. 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
〈全部効率 利用要件（無断転用等がないこと）〉
2. 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと〈農地所有適格法人要件〉
3. 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること〈農作業常時従事要件（世帯で年間150日以上に従事）〉
4. 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

必要書類		
添付書類	部数	備考
農地利用最適化推進委員意見書	1	
許可申請書	2	
別紙 1	2	
営農計画書	1	
土地登記事項証明書の原本	1	土地登記事項証明書記載の所有者の住所が現住所と異なる場合は、公的書面（住民票等）を添付
位置図・案内図	1	・申請地を図示 ・申請地から譲受人の住所地or拠点までの経路の図示 ・譲受人の所有農地の位置を図示
申請地の公図	1	（土地区画整理事業の換地中の場合は不要）
現況写真	1	申請地・所有地の写真を添付
誓約書	1	

場合によって必要な書類		
添付書類	部数	備考
別紙 2	2	農地所有適格法人の場合は添付
理由書	1	譲受人の年齢が70歳以上の場合や、新規就農の場合等は添付
仮換地証明書	1	土地区画整理事業の仮換地中の場合は添付
仮換地図	1	〃
住民票など	1	土地登記事項証明書記載の所有者の住所が現住所と異なる場合
耕作者の離作同意書	1	小作地の場合（農地法第18条第6項通知書提出）
同意書	1	仮登記、抵当権等の権利が設定されている場合
委任状	1	第3者が申請する場合
市外の農地台帳など	1	市外に農地を所有している場合
その他参考となる書類	1	

毎月10日が締切日となります。（10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）

円滑な手続きを進めるために、必ず申請前（申請を出す前月末）までに農業委員会事務局までご相談ください。
内容によっては小委員会の審議が必要となる場合もあります。